

閱 覧 用

※ 個人情報に係る部分は秘匿しています。

平成 2 8 年 第 2 回 定 例 市 議 会 提 出 議 案

(予 算 案 を 除 く 。)

藤 井 寺 市

目 次

議案番号	議 案 名	ページ
(報 告)		
7	平成27年度藤井寺市一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について	1
8	専決処分の承認を求めることについて(平成28年度藤井寺市駐車場特別会計補正予算(第1号))	3
9	専決処分の承認を求めることについて(平成28年度藤井寺市公共下水道事業特別会計補正予算(第1号))	4
(議 案)		
37	藤井寺市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について	5
38	市税条例等の一部改正について	7
39	地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理について	20
40	藤井寺市指定地域密着型サービス事業者の指定に関する基準並びに指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について	22
41	藤井寺市指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に関する基準並びに指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について	24
42	藤井寺市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について	26
43	藤井寺市スポーツ推進審議会条例の一部改正について	29
44	訴えの提起について	31
(諮 問)		
1	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて	35

このほかの提出議案

- 報告番号 10 公益財団法人藤井寺市地域サービス公社の経営状況の報告について
- 11 公益財団法人藤井寺市勤労者互助会の経営状況の報告について
- 議案番号 45 平成28年度藤井寺市一般会計補正予算（第1号）について
- 46 平成28年度藤井寺市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について

報告第7号

平成27年度藤井寺市一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定により、平成27年度藤井寺市一般会計予算繰越明許費繰越計算書を次のとおり報告する。

平成28年6月10日提出

藤井寺市長 國下 和男

平成27年度藤井寺市一般会計予算繰越明許費繰越計算書

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	既収入	左の財源内訳			一般財源
						未収入特定財源		地方債	
						国庫支出金	円		
2. 総務費	1. 総務管理費	総合計画策定事業	円 3,240,000	円 3,240,000	円 0	円 0	円 0	円 3,240,000	
2. 総務費	1. 総務管理費	世界遺産広域連携事業 (印刷製本・修繕・ガイダンス映像整備委託・備品購入)	25,640,000	25,640,000	0	0	25,640,000	0	
2. 総務費	1. 総務管理費	総務省セキュリティ強化向上事業	22,500,000	22,500,000	0	0	10,250,000	10,200,000	
3. 民生費	2. 児童福祉費	子ども子育てシステム制度改正対応事業	1,916,000	1,916,000	0	0	957,000	0	
7. 土木費	2. 道路橋りょう費	藤井寺1丁目アークード撤去工事	17,692,000	17,692,000	0	0	0	0	
7. 土木費	2. 道路橋りょう費	藤井寺市鉄道駅舎エレベーター等設備整備費補助金	7,000,000	7,000,000	0	0	0	0	
9. 教育費	2. 小学校費	市立藤井寺南小学校4号棟改築及び1号棟地震補強事業 (工事監理業務委託・工事)	119,610,000	119,610,000	0	0	19,308,000	93,400,000	
9. 教育費	2. 小学校費	市立藤井寺西小学校地震補強事業(1期) (工事監理業務委託・工事)	155,500,000	155,500,000	0	0	49,200,000	106,300,000	
9. 教育費	5. 社会教育費	市立道明寺小学校3・4号棟改築工事に伴う林道跡発掘調査事業 (写真測量業務委託・発掘調査業務委託)	18,253,000	18,253,000	0	0	0	0	
合計			371,351,000	371,351,000	0	0	105,355,000	209,900,000	56,096,000

報告第 8 号

専決処分の承認を求めることについて(平成 28 年度藤井寺市駐
車場特別会計補正予算 (第 1 号))

平成 28 年度藤井寺市駐車場特別会計補正予算 (第 1 号) について、地方
自治法 (昭和 22 年法律第 67 号) 第 179 条第 1 項の規定により別紙のと
おり専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、承認を求める。

平成 28 年 6 月 10 日提出

藤井寺市長 國下 和男

報告第9号

専決処分の承認を求めることについて(平成28年度藤井寺市公共下水道事業特別会計補正予算(第1号))

平成28年度藤井寺市公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

平成28年6月10日提出

藤井寺市長 國下 和男

議案第 37 号

藤井寺市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について

藤井寺市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 28 年 6 月 10 日提出

藤井寺市長 國下 和男

提案理由

私立幼稚園の就園奨励に関する事務において利用することができる特定個人情報を、新たに追加するものである。

藤井寺市条例第 号

藤井寺市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

藤井寺市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年藤井寺市条例第35号）の一部を次のように改正する。

別表第2中

25 市長	私立幼稚園の就	生活保護関係情報であって規則で定めるもの
	園奨励に関する	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する
	事務であって規則で定めるもの	情報であって規則で定めるもの
		地方税関係情報であって規則で定めるもの

を

25 市長	私立幼稚園の就	身体障害者手帳又は精神障害者保健福祉手帳に関する
	園奨励に関する	情報であって規則で定めるもの
	事務であって規則で定めるもの	生活保護関係情報であって規則で定めるもの
		生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する
		情報であって規則で定めるもの
		地方税関係情報であって規則で定めるもの
	児童扶養手当関係情報であって規則で定めるもの	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する情報であって規則で定めるもの

に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 38 号

市税条例等の一部改正について

市税条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 28 年 6 月 10 日提出

藤井寺市長 國下 和男

提案理由

平成 28 年度税制改正による地方税法等の一部を改正する等の法律（平成 28 年法律第 13 号）の公布に伴い、法人市民税法人税割の税率の引下げ、延滞金の起算日の整備、軽自動車税における環境性能割の導入、グリーン化特例の延長、特定一般用医薬品等購入費を支払った場合における医療費控除の特例の導入その他所要の改正を行うものである。

藤井寺市条例第 号

市税条例等の一部を改正する条例

(市税条例の一部改正)

第1条 市税条例(昭和56年藤井寺市条例第1号)の一部を次のように改正する。

第8条中「軽自動車税」を「種別割」に改める。

第10条各号列記以外の部分中「第70条」の次に「、第81条の6第1項」を加え、同条中「及び第2号」を「、第2号及び第5号」に、「当該各号」を「第1号から第4号まで」に改め、「掲げる期間」の次に「並びに第5号及び第6号に定める日までの期間」を加え、同条第2号中「第44条第1項の申告書(法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項の規定による申告書に限る。)、」を削り、「第96条第1項」を「第81条の6第1項の申告書、第96条第1項」に改め、同条第3号中「第44条第1項の申告書(法第321条の8第22項及び第23項の申告書を除く。)、」を削り、「第96条第1項」を「第81条の6第1項の申告書、第96条第1項」に改め、同条に次の2号を加える。

(5) 第44条第1項の申告書(法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項の規定による申告書に限る。)に係る税額(次号に掲げるものを除く。) 当該税額に係る納期限の翌日から1月を経過する日

(6) 第44条第1項の申告書(法第321条の8第22項及び第23項の申告書を除く。)でその提出期限後に提出したものに係る税額 当該提出した日又はその日の翌日から1月を経過する日

第22条中「100分の12.1」を「100分の8.4」に改める。

第35条第1項中「規定によって」を「規定により」に、「においては」を「に」に、「次項」を「以下この条」に、「総称する」を「いう」に改め、同条第2項中「次項」の次に「及び第4項」を加え、同条第3項中「変更し」を「変更し、」に、「から第1項」を「から同項」に改め、同条に次の1項を加える。

4 第2項の場合において、所得税の納税義務者が修正申告書を提出し、又は国の税務官署が所得税の更正(納付すべき税額を増加させるものに限る、これに類するものを含む。以下この項において「増額更正」という。)をしたとき(国の税務官署が所得税の更正(納付すべき税額を減少させるものに限る、これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。)をしたことに基因して、第1項の規定によりその賦課した税額が減少した後に、その賦課した税額が増加したときに限る。)は、その追徴すべき不足税額(当該減額更正前に賦課した税額から当該減額更正に基因して変更した税額を控除した金額(還付

金の額に相当する税額を含む。)に達するまでの部分に相当する税額に限る。以下この項において同じ。)については、次に掲げる期間(施行令第48条の9の9第4項各号に掲げる市民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。)を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

- (1) 第32条の各納期限の翌日から当該減額更正に基因して変更した税額に係る納税通知書が発せられた日までの期間
- (2) 当該減額更正に基因して変更した税額に係る納税通知書が発せられた日(当該減額更正が更正の請求に基づくものである場合には、同日の翌日から起算して1年を経過する日)の翌日から増額更正に基因して変更した税額に係る納税通知書が発せられた日までの期間

第44条第3項及び第4項中「の申告書」を「に規定する申告書」に、「場合で」を「場合において、」に改め、同条中第6項を第7項とし、第5項を第6項とし、第4項の次に次の1項を加える。

- 5 第3項の場合において、法第321条の8第22項に規定する申告書(以下この項において「修正申告書」という。)の提出があつたとき(当該修正申告書に係る市民税について同条第1項、第2項、第4項又は第19項に規定する申告書(以下この項において「当初申告書」という。)が提出されており、かつ、当該当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正(これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。)があつた後に、当該修正申告書が提出されたときに限る。)は、当該修正申告書の提出により納付すべき税額(当該当初申告書に係る税額(還付金の額に相当する税額を含む。)に達するまでの部分に相当する税額に限る。)については、次に掲げる期間(詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人が法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正があるべきことを予知して提出した修正申告書に係る市民税又は施行令第48条の16の2第3項に規定する市民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。)を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。
 - (1) 当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があつた日(その日が当該申告に係る市民税の納期限より前である場合には、当該納期限)の翌日から当該減額更正の通知をした日までの期間
 - (2) 当該減額更正の通知をした日(当該減額更正が、更正の請求に基づくもの(法人税に係る更正によるものを除く。)である場合又は法人税に係る更正(法人税に係る更正の請求に基づくものに限る。)によるものである場合には、当該減額更正の通知をした日の翌日から起算して1年を経過する日)の翌日

から当該修正申告書を提出した日（法第321条の8第23項の規定の適用がある場合において、当該修正申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該修正申告書の提出期限）までの期間

第45条第2項中「についても」を「がある場合には、」に、「によるものとする。なお」を「とし」に、「ときは」を「場合には」に改め、同条第3項中「の申告書」を「に規定する申告書」に、「場合にあっては」を「場合には」に改め、「受けたこと」の次に「。次項第2号において同じ。」を加え、同条に次の1項を加える。

4 第2項の場合において、法第321条の8第22項に規定する申告書（以下この項において「修正申告書」という。）の提出があったとき（当該修正申告書に係る市民税について同条第1項、第2項、第4項又は第19項に規定する申告書（以下この項において「当初申告書」という。）が提出されており、かつ、当該当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正（これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。）があった後に、当該修正申告書が提出されたときに限る。）は、当該修正申告書の提出により納付すべき税額（当該当初申告書に係る税額（還付金の額に相当する税額を含む。）に達するまでの部分に相当する税額に限る。）については、次に掲げる期間（詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人が提出した修正申告書に係る市民税又は施行令第48条の15の5第3項に規定する市民税にあっては、第1号に掲げる期間に限る。）を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

(1) 当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があった日（その日が当該申告に係る市民税の納期限より前である場合には、当該納期限）の翌日から当該減額更正の通知をした日までの期間

(2) 当該減額更正の通知をした日（当該減額更正が、更正の請求に基づくもの（法人税に係る更正によるものを除く。）である場合又は法人税に係る更正（法人税に係る更正の請求に基づくものに限る。）によるものである場合には、当該減額更正の通知をした日の翌日から起算して1年を経過する日）の翌日から当該修正申告書に係る更正の通知をした日までの期間

第80条第1項及び第2項を次のように改める。

軽自動車税は、3輪以上の軽自動車に対し、当該3輪以上の軽自動車の取得者に環境性能割によって、軽自動車等に対し、当該軽自動車等の所有者に種別割によって課する。

2 前項に規定する3輪以上の軽自動車の取得者には、法第443条第2項に規

定する者を含まないものとする。

第80条第3項中「第443条第1項」を「第445条第1項」に、「によって軽自動車税」を「により種別割」に、「においては」を「には、第1項の規定にかかわらず」に改め、同項ただし書中「もの」を「軽自動車等」に改める。

第81条（見出しを含む。）中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条を第81条の9とし、第80条の次に次の8条を加える。

（軽自動車税のみならず課税）

第81条 軽自動車等の売買契約において売主が当該軽自動車等の所有権を留保している場合には、軽自動車税の賦課徴収については、買主を前条第1項に規定する3輪以上の軽自動車の取得者（以下この節において「3輪以上の軽自動車の取得者」という。）又は軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。

2 前項の規定の適用を受ける売買契約に係る軽自動車等について、買主の変更があったときは、新たに買主となる者を3輪以上の軽自動車の取得者又は軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。

3 法第444条第3項に規定する販売業者等（以下この項において「販売業者等」という。）が、その製造により取得した3輪以上の軽自動車又はその販売のためその他運行（道路運送車両法第2条第5項に規定する運行をいう。次項において同じ。）以外の目的に供するため取得した3輪以上の軽自動車について、当該販売業者等が、法第444条第3項に規定する車両番号の指定を受けた場合（当該車両番号の指定前に第1項の規定の適用を受ける売買契約の締結が行われた場合を除く。）には、当該販売業者等を3輪以上の軽自動車の取得者とみなして、環境性能割を課する。

4 法の施行地外で3輪以上の軽自動車を取得した者が、当該3輪以上の軽自動車を法の施行地内に持ち込んで運行の用に供した場合には、当該3輪以上の軽自動車を運行の用に供する者を3輪以上の軽自動車の取得者とみなして、環境性能割を課する。

（日本赤十字社の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の非課税の範囲）

第81条の2 日本赤十字社が所有する軽自動車等のうち、直接その本来の事業の用に供するもので、救急用のものに対しては、軽自動車税を課さない。

（環境性能割の課税標準）

第81条の3 環境性能割の課税標準は、3輪以上の軽自動車の取得のために通常要する価額として施行規則第15条の10に定めるところにより算定した金

額とする。

(環境性能割の税率)

第81条の4 次の各号に掲げる3輪以上の軽自動車に対して課する環境性能割の税率は、当該各号に定める率とする。

- (1) 法第451条第1項(同条第4項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けるもの 100分の1
- (2) 法第451条第2項(同条第4項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けるもの 100分の2
- (3) 法第451条第3項の規定の適用を受けるもの 100分の3

(環境性能割の徴収の方法)

第81条の5 環境性能割の徴収については、申告納付の方法によらなければならない。

(環境性能割の申告納付)

第81条の6 環境性能割の納税義務者は、法第454条第1項各号に掲げる3輪以上の軽自動車の区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、施行規則第33号の4様式による申告書を市長に提出するとともに、その申告に係る環境性能割額を納付しなければならない。

- 2 3輪以上の軽自動車の取得者(環境性能割の納税義務者を除く。)は、法第454条第1項各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、施行規則第33号の4様式による報告書を市長に提出しなければならない。

(環境性能割に係る不申告等に関する過料)

第81条の7 環境性能割の納税義務者が前条の規定により申告し、又は報告すべき事項について正当な事由がなくて申告又は報告をしなかった場合には、その者に対し、100,000円以下の過料を科する。

- 2 前項の過料の額は、情状により、市長が定める。
- 3 第1項の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限は、その発付の日から10日以内とする。

(環境性能割の減免)

第81条の8 市長は、公益のため直接専用する3輪以上の軽自動車又は第89条第1項各号に掲げる軽自動車等(3輪以上のものに限る。)のうち必要と認められるものに対しては、環境性能割を減免する。

- 2 前項の規定による環境性能割の減免を受けるための手続その他必要な事項については、規則で定める。

第82条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条中「軽自動車税の税率は、次の各号に掲げる軽自動車等に対し」を「次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は」に改め、同条第2号を次のように改める。

(2) 軽自動車及び小型特殊自動車

ア 軽自動車

㊦ 2輪のもの（側車付のものを含む。） 年額 3,600円

㊧ 3輪のもの 年額 3,900円

㊨ 4輪以上のもの

a 乗用のもの

営業用 年額 6,900円

自家用 年額 10,800円

b 貨物用のもの

営業用 年額 3,800円

自家用 年額 5,000円

イ 小型特殊自動車

㊦ 農耕作業用のもの 年額 2,400円

㊧ その他のもの 年額 5,900円

第83条（見出しを含む。）及び第85条（見出しを含む。）中「軽自動車税」を「種別割」に改める。

第86条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第1項中「軽自動車税」を「種別割」に、「本節」を「この節」に、「第33号の4様式」を「第33号の4の2様式」に改め、同条第2項及び第3項中「第33号の4様式」を「第33号の4の2様式」に改め、同条第4項中「第80条第2項」を「第81条第1項」に改める。

第87条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第1項中「第80条第2項」を「第81条第1項」に改める。

第88条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第1項中「軽自動車税」を「種別割」に改め、「ことができる」を削り、同条第2項及び第3項中「軽自動車税」を「種別割」に改める。

第89条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第1項中「軽自動車税」を「種別割」に改め、「ことができる」を削り、同条第2項中「軽自動車税」を「種別割」に、「本項」を「この項」に改め、同条第3項及び第4項中「軽自動車税」を「種別割」に改める。

第90条第2項中「第443条第1項」を「第445条」に、「第81条第2号」を「第81条の2」に、「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第7項中「軽自動車税」を「種別割」に改める。

附則第3条の2の次に次の1条を加える。

(特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例)

第3条の3 平成30年度から平成34年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第4条の4第3項の規定に該当する場合における第20条の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第1項」とあるのは「同条第1項(第2号を除く。)」と、「まで」とあるのは「まで並びに法附則第4条の4第3項の規定により読み替えて適用される法第314条の2第1項(第2号に係る部分に限る。)」として、同条の規定を適用することができる。

附則第7条の3の次に次の5条を加える。

(軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例)

第7条の4 軽自動車税の環境性能割の賦課徴収は、当分の間、第1章第2節の規定にかかわらず、大阪府が、自動車税の環境性能割の賦課徴収の例により、行うものとする。

(軽自動車税の環境性能割の減免の特例)

第7条の5 市長は、当分の間、第81条の8の規定にかかわらず、大阪府知事が自動車税の環境性能割を減免する自動車に相当するものとして市長が定める3輪以上の軽自動車に対しては、軽自動車税の環境性能割を減免する。

(軽自動車税の環境性能割の申告納付の特例)

第7条の6 第81条の6の規定による申告納付については、当分の間、同条中「市長」とあるのは、「大阪府知事」とする。

(軽自動車税の環境性能割に係る徴収取扱費の交付)

第7条の7 市は、大阪府が軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関する事務を行うために要する費用を補償するため、法附則第29条の16第1項に掲げる金額の合計額を、徴収取扱費として大阪府に交付する。

(軽自動車税の環境性能割の税率の特例)

第7条の8 営業用の3輪以上の軽自動車に対する第81条の4の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第1号	100分の1	100分の0.5
-----	--------	----------

第2号	100分の2	100分の1
第3号	100分の3	100分の2

2 自家用の3輪以上の軽自動車に対する第81条の4（第3号に係る部分に限る。）の規定の適用については、同号中「100分の3」とあるのは、「100分の2」とする。

附則第8条の見出し中「軽自動車税」の次に「の種別割」を加え、同条第1項中「初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による」を「最初の法第444条第3項に規定する」に改め、「軽自動車税」の次に「の種別割」を、「左欄に掲げる」の次に「同条の」を加え、同項の表を次のように改める。

第2号ア(イ)	3,900円	4,600円
第2号ア(ロ) a	6,900円	8,200円
	10,800円	12,900円
第2号ア(ロ) b	3,800円	4,500円
	5,000円	6,000円

附則第8条第2項中「規定する」を「掲げる」に、「平成27年4月1日から平成28年3月31日まで」を「平成28年4月1日から平成29年3月31日まで」に、「において、平成28年度」を「には、平成29年度」に改め、「軽自動車税」の次に「の種別割」を、「左欄に掲げる」の次に「同条の」を加え、同項の表を次のように改める。

第2号ア(イ)	3,900円	1,000円
第2号ア(ロ) a	6,900円	1,800円
	10,800円	2,700円
第2号ア(ロ) b	3,800円	1,000円
	5,000円	1,300円

附則第8条第3項中「規定する3輪以上の軽自動車（ガソリンを内燃機関の燃料として用いるものに限る。次項において同じ。）」を「掲げる法第446条第1項第3号に規定するガソリン軽自動車（以下この項及び次項において「ガソリン軽自動車」という。）のうち3輪以上のもの」に、「軽自動車が平成27年4月1日から平成28年3月31日まで」を「ガソリン軽自動車が平成28年4月1日から平成29年3月31日まで」に、「において、平成28年度」を「には、平成29年度」に改め、「軽自動車税」の次に「の種別割」を、「左欄に掲げる」の次に「同条の」を加え、同項の表を次のように改める。

第2号ア(イ)	3,900円	2,000円
第2号ア(ロ) a	6,900円	3,500円
	10,800円	5,400円
第2号ア(ロ) b	3,800円	1,900円
	5,000円	2,500円

附則第8条第4項中「規定する3輪以上の軽自動車」を「掲げるガソリン軽自動車のうち3輪以上のもの」に、「軽自動車が平成27年4月1日から平成28年3月31日まで」を「軽自動車が平成28年4月1日から平成29年3月31日まで」に、「において、平成28年度」を「には、平成29年度」に改め、「軽自動車税」の次に「の種別割」を、「左欄に掲げる」の次に「同条の」を加え、同項の表を次のように改める。

第2号ア(イ)	3,900円	3,000円
第2号ア(ロ) a	6,900円	5,200円
	10,800円	8,100円
第2号ア(ロ) b	3,800円	2,900円
	5,000円	3,800円

(市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 市税条例等の一部を改正する条例（平成26年藤井寺市条例第9号）の一部を次のように改正する。

附則第6条中「軽自動車税」の次に「の種別割」を加え、「新条例第82条及び新条例」を「市税条例第82条及び」に改め、「左欄に掲げる」の次に「同条例の」を加え、同条の表を次のように改める。

第82条第2号ア(イ)	3,900円	3,100円
第82条第2号ア(ロ) a	6,900円	5,500円
	10,800円	7,200円
第82条第2号ア(ロ) b	3,800円	3,000円
	5,000円	4,000円
附則第8条第1項	第82条	市税条例等の一部を改正する条例（平成26年藤井寺市条例第9号。以下この条において「平成26年改正条

		例」という。) 附則第6条の規定により読み替えて適用される第82条
附則第8条第1項の表第2号ア(イ)の項	第2号ア(イ)	平成26年改正条例附則第6条の規定により読み替えて適用される第82条第2号ア(イ)
	3,900円	3,100円
附則第8条第1項の表第2号ア(ロ) aの項	第2号ア(ロ) a	平成26年改正条例附則第6条の規定により読み替えて適用される第82条第2号ア(ロ) a
	6,900円	5,500円
	10,800円	7,200円
附則第8条第1項の表第2号ア(ロ) bの項	第2号ア(ロ) b	平成26年改正条例附則第6条の規定により読み替えて適用される第82条第2号ア(ロ) b
	3,800円	3,000円
	5,000円	4,000円

(市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第3条 市税条例等の一部を改正する条例(平成27年藤井寺市条例第27号)の一部を次のように改正する。

附則第5条第7項中「、新条例」を「、市税条例」に、「掲げる新条例」を「掲げる同条例」に改め、同項の表第10条第3項の項中「第44条第1項の申告書(法第321条の8第22項及び第23項の申告書を除く。)、」を削り、「第96条第1項」を「第81条の6第1項の申告書、第96条第1項」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成29年1月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条中市税条例第8条の改正規定、同条例第10条の改正規定(「第70条」の次に「、第81条の6第1項」を加える部分、同条第2号中「第96条第1項」を「第81条の6第1項の申告書、第96条第1項」に改める部分及び同条第3号中「第96条第1項」を「第81条の6第1項の申告書、第96条第1項」に改める部分に限る。)、同条例第22条、第80条及び第81条の改正規定、同条例第80条の次に8条を加える改正規定、同条例第82条、第83条及び第85条から第90条までの改正規定並びに同条例附則第7条の3の次に5条を加える改正規定及び同条例附則第8条の改正規定並びに第2条の規定並びに第3条中市税条例等の一部を改正する条例(平成27年藤井寺市条例第27号)附則第5条第7項の表第10条第3号の項の改正規定(「第96条第1項」を「第81条の6第1項の申告書、第96条第1項」に改める部分に限る。)並びに次条第3項及び附則第3条の規定 平成29年4月1日
- (2) 第1条中市税条例附則第3条の3の改正規定及び次条第2項の規定 平成30年1月1日

(市民税に関する経過措置)

第2条 第1条の規定による改正後の市税条例(以下「新条例」という。)第35条第4項の規定は、前条第1号に掲げる規定の施行の日以後に新条例第35条第2項に規定する納期限が到来する個人の市民税に係る延滞金について適用する。

2 新条例附則第3条の3の規定は、平成30年度以後の年度分の個人の市民税について適用する。

3 新条例第22条の規定は、前条第2号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の市民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の市民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の市民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。

4 新条例第44条第5項及び第45条第4項の規定は、前条第1号に掲げる規定の施行の日以後に新条例第44条第3項又は第45条第2項に規定する納期限が到来する法人の市民税に係る延滞金について適用する。

(軽自動車税に関する経過措置)

第3条 新条例の規定中軽自動車税の環境性能割に関する部分は、附則第1条第1号に掲げる規定の施行の日以後に取得された3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割について適用する。

2 新条例の規定中軽自動車税の種別割に関する部分は、平成29年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、平成28年度分までの軽自動車税につ

いては、なお従前の例による。

議案第 39 号

地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の
施行に伴う関係条例の整理について

地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴う
関係条例の整理に関する条例を次のように定める。

平成 28 年 6 月 10 日提出

藤井寺市長 國下 和男

提案理由

地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律（平成 26 年
法律第 34 号）の施行に伴い、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）
に条項ずれが生じたことから、関係条例中の同法引用部分を整理するほか、
所要の改正を行うものである。

藤井寺市条例第 号

地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 一般職の職員の給与に関する条例(昭和34年藤井寺市条例第21号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第24条第6項」を「第24条第5項」に改める。

(職員の退職手当に関する条例の一部改正)

第2条 職員の退職手当に関する条例(昭和34年藤井寺市条例第22号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第24条第6項」を「第24条第5項」に改める。

(職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正)

第3条 職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例(昭和41年藤井寺市条例第19号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第24条第6項」を「第24条第5項」に改める。

(藤井寺市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正)

第4条 藤井寺市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例(平成17年藤井寺市条例第10号)の一部を次のように改正する。

第3条中第9号を第11号とし、第8号を第10号とし、同条第7号中「及び勤務成績の評定」を削り、同号を同条第9号とし、同条中第6号を第7号とし、同号の次に次の1号を加える。

(8) 職員の退職管理の状況

第3条中第5号を第6号とし、第2号から第4号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 職員の人事評価の状況

(一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第5条 一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成24年藤井寺市条例第15号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第24条第6項」を「第24条第5項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第40号

藤井寺市指定地域密着型サービス事業者の指定に関する基準並びに指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

藤井寺市指定地域密着型サービス事業者の指定に関する基準並びに指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成28年6月10日提出

藤井寺市長 國下 和男

提案理由

指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号）が一部改正され、小規模多機能型居宅介護における従業者の員数に関する規定が改められたことに伴い、本市条例においても同様の改正を行うものである。

藤井寺市条例第 号

藤井寺市指定地域密着型サービス事業者の指定に関する基準並びに指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

藤井寺市指定地域密着型サービス事業者の指定に関する基準並びに指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年藤井寺市条例第19号）の一部を次のように改正する。

第61条の12及び第61条の34中「規程」の次に「(以下この節において「運営規程」という。)」を加える。

第84条第6項の表当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の同一敷地内に中欄に掲げる施設等のいずれかがある場合の項中「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所」の次に「、指定地域密着型通所介護事業所」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 4 1 号

藤井寺市指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に関する基準並びに指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について

藤井寺市指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に関する基準並びに指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 2 8 年 6 月 1 0 日提出

藤井寺市長 國下 和男

提案理由

指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成 1 8 年厚生労働省令第 3 6 号）が一部改正され、介護予防小規模多機能型居宅介護における従業者の員数に関する規定が改められたことに伴い、本市条例においても同様の改正を行うものである。

藤井寺市条例第 号

藤井寺市指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に関する基準並びに指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

藤井寺市指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に関する基準並びに指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成24年藤井寺市条例第20号）の一部を次のように改正する。

第40条第1項中「聞く」を「聴く」に改める。

第45条第6項の表当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の同一敷地内に中欄に掲げる施設等のいずれかがある場合の項中「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所」の次に「、指定地域密着型通所介護事業所」を加える。

第87条中「第39条、第40条」の次に「(第5項を除く。)」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第42号

藤井寺市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

藤井寺市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成28年6月10日提出

藤井寺市長 國下 和男

提案理由

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）が一部改正されたことに伴い、小規模保育事業所A型及び保育所型事業所内保育事業所における保育士配置についての特例を設けるとともに、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第123条第3項が改正されたことに伴い、所要の改正を行うものである。

藤井寺市条例第 号

藤井寺市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例 の一部を改正する条例

藤井寺市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年藤井寺市条例第17号）の一部を次のように改正する。

第29条第7号イの表中「外気に向かって開くことのできる窓若しくは排煙設備（同条第3項第1号に規定する国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものその他有効に排煙することができるものと認められるものに限る。）を有する付室」を「付室（階段室が同条第3項第2号に規定する構造を有する場合を除き、同号に規定する構造を有するものに限る。）」に、「同条第3項第2号、第3号及び第9号」を「同条第3項第3号、第4号及び第10号」に改める。

附則に次の1項並びに見出し及び3項を加える。

（小規模保育事業所A型及び保育所型事業所内保育事業所の職員配置に係る特例）

- 6 保育の需要に応ずるに足りる保育所、認定こども園（子ども・子育て支援法第27条第1項の確認を受けたものに限る。）又は家庭的保育事業等が不足していることに鑑み、当分の間、第30条第2項各号又は第45条第2項各号に定める数の合計数が1となるときは、第30条第2項又は第45条第2項に規定する保育士の数は1人以上とすることができる。ただし、配置される保育士の数が1人となるときは、当該保育士に加えて、保育士と同等の知識及び経験を有すると市長が認める者を置かなければならない。

（保育所型事業所内保育事業所の職員配置に係る特例）

- 7 前項の事情に鑑み、当分の間、第45条第2項に規定する保育士の数の算定については、幼稚園教諭若しくは小学校教諭又は養護教諭の普通免許状（教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第4条第2項に規定する普通免許状をいう。）を有する者を、保育士とみなすことができる。
- 8 附則第6項の事情に鑑み、当分の間、1日につき8時間を超えて開所する保育所型事業所内保育事業所において、開所時間を通じて必要となる保育士の総数が当該保育所型事業所内保育事業所に係る利用定員の総数に応じて置かなければならない保育士の数を超えるときは、第45条第2項に規定する保育士の数の算定については、保育士と同等の知識及び経験を有すると市長が認める者を、開所時間を通じて必要となる保育士の総数から利用定員の総数に応じて置かなければならない保育士の数を差し引いて得た数の範囲で、保育士とみなすことができる。

- 9 前2項の規定を適用するときは、保育士（法第18条の18第1項の登録を受けた者をいい、第45条第3項又は前2項の規定により保育士とみなされる者を除く。）を、保育士の数（前2項の規定の適用がないとした場合の第45条第2項により算定される数をいう。）の3分の2以上置かなければならない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第43号

藤井寺市スポーツ推進審議会条例の一部改正について

藤井寺市スポーツ推進審議会条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成28年6月10日提出

藤井寺市長 國下 和男

提案理由

審議会等の公募委員選任促進に関する指針（平成28年4月1日施行）に基づき、市民の意見を市政に反映し、市政への市民参画の推進を図るため、藤井寺市スポーツ推進審議会の委員に公募委員の枠を設けるものである。

藤井寺市条例第 号

藤井寺市スポーツ推進審議会条例の一部を改正する条例

藤井寺市スポーツ推進審議会条例（平成24年藤井寺市条例第14号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項に次の1号を加える。

(4) 公募により選出された者

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第44号

訴えの提起について

所有権移転登記手続を求める訴えを提起することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号の規定により、議会の議決を求める。

平成28年6月10日提出

藤井寺市長 國下 和男

1 相手方

亡 ■■■■■の相続人 95人（別記当事者自録記載のとおり）

2 時効取得物件

- (1) 所在 藤井寺市青山一丁目
地番 833番
地目 山林
地積 3,305平方メートル
- (2) 所在 南河内郡美陵町（現 藤井寺市）野中字前墓
地番 1085番
地目 原野
地積 13平方メートル

3 請求の趣旨

- (1) 被告らは、原告に対し、上記2(1)記載の土地について、昭和58年10月22日時効取得を原因とする所有権移転登記手続をせよ。
- (2) 被告らは、原告に対し、上記2(2)記載の土地について、昭和61年8月21日時効取得を原因とする所有権移転登記手続をせよ。
- (3) 訴訟費用は、被告らの負担とする。
との判決を求める。

4 訴えの提起の理由

上記2(1)及び(2)記載の土地について、占有開始から20年の経過による取得時効完成により所有権を取得していることから、所有権移転登記手続を求めるものである。

当 事 者 目 録

相続人	現住所

相続人	現住所

相続人	現住所

諮問第1号

人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

次の者を人権擁護委員として推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を求める。

平成28年6月10日提出

藤井寺市長 國下 和男

前 西 ミ チ 子

辻 美 穂 子

東 野 恵 子

提案理由

平成28年12月31日任期満了によるものである。

住所

前 西 ミ チ 子
生

略 歴

[Redacted]

同 12年10月 人権擁護委員

[Redacted]

同 13年12月 藤井寺市民生児童委員（現在に至る）

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

同 16年 4月 人権擁護委員

同 19年 7月 人権擁護委員

[Redacted]

[Redacted]

同 22年10月 人権擁護委員

同 25年10月 人権擁護委員（現在に至る）

住所

[Redacted]

辻 美穂子
[Redacted] 生

略 歴

[Redacted]

同 22年10月 人権擁護委員

[Redacted]

同 25年10月 人権擁護委員（現在に至る）

住所

東 野 恵 子
生

略 歴

- [Redacted]
- [Redacted]
- [Redacted]
- [Redacted]
- 同 19年12月 藤井寺市民生児童委員（現在に至る）
- 同 22年10月 人権擁護委員
- [Redacted]
- 同 25年10月 人権擁護委員（現在に至る）